

## 一九九一年度同和予算の分析と課題（全省）

### 部落解放研究所行財政部会事務局

#### 法務省

##### 一、一九九一年度予算分析

① 一九九一年度予算額は、二億八、三八一万九千円（九〇年度予算額二億五、六四九万一千円）であり、二、七三三万四円増（一〇・七％増）となっている。

② 予算額の内訳は、啓発活動費が二億四、三六三万四円（九〇年度同予算二億一、六三〇万四円）で一・二・六％増。人権相談処理経費は二、二二五万八千円（九〇年度同予算と同額）。人権侵犯事件調査処理経費は一、〇九二万四千円（九〇年度同予算と同額）。ケース研究経費は七〇〇万

三千円（九〇年度同予算と同額）となっている。

③ 今回の九一年度予算は、啓発活動費だけが一・六％増で、人権相談処理経費、人権侵犯事件調査処理経費、ケース研究費は、ここ一〇年間据え置きにしている。

今日の差別事件の増加と悪質化に十分対応しきれていない現状にあって、右記三つの予算を一〇年間も据え置きにすることは許せない。

④ 人権擁護体制の充実の点であるが、人権擁護委員の人員は、ここ九年間横ばいの一一、五〇〇人であり、年間一人あたりの実費弁償費は、昨年より一、〇〇〇円アップの二六、〇〇〇円となっているに過ぎない。また、法務省の人権担当職員数の増員も一名増の二二二名にすぎず、今日の状況から見て、人権を専門に担当する職員が圧倒的に少ない。

## 二、今後の課題

あくまでも旧地对協意見具申、啓発推進指針に基づいて、取り組もうとする法務省に対し、この間の交渉経過を含めて問題点を明らかにする。

### ① 糾弾について

差別糾弾闘争は、人間の尊厳を守り発展させるための正当な行為であり、憲法の精神を具体化するための当然の自衛的行為である。今日まで、被差別部落の実態改善、部落問題に取り組む人びとの輪の拡大の原動力になったのは、まぎれもなく差別糾弾闘争によるところが大きい。このことは多くの人びとが認めるところである。

ところが、法務省は、「確認・糾弾会は、同和問題の啓発には適さない」として、差別事件の加害者に対し、「確認・糾弾会に出席する必要はないと指導する」とまで言いだしてきたのである。これは、旧地对協意見具申、啓発推進指針を法務省なりに拡大解釈し、自ら公正・中立を放棄し、民間運動団体の取り組む自主的取り組みに対する弾圧であり、権力の乱用である。

この法務省の憲法違反に基づく利敵行為は、今日、差別ら有効な解決策がうていないのが真相である。法務省は、「あくまでも啓発のみ」と終始、繰り返すだけで、結果、開き直りの事件に対して、お手上げの状況である。

また、被害者に対しても一切の救済策は講じられていない。とりわけ最低、被害申告に基づく調査において、被害者に調査状況の中間報告すら「守秘義務」という名のもとで、説明をしていない。よって、法務局への被害申告すらためらう状況が増大しているのが現状である。

### ③ 差別事件の集約問題

法務省は「情報の収集は、新聞、雑誌等の出版物の記事、放送その他のものから行なうものとし、進んで事件の端緒を得ることに努めなければならない」（人権侵犯事件調査処理規定第四条）を自ら放棄している。

法務省は、一九八九年の情報収集は六六四件に対し、同年の都府県市町村で取り扱った事件数は一、五〇〇件であり、法務省数とかなりの格差がある。

これは、情報収集力と的確な分析力、調査力がかなり不十分なこと、あわせて地方自治体と当該法務局との連携に不十分さがある。また、この法務省把握数の中には、文部、労働、郵政各省関係の事件数が含まれていない。八九

糾弾闘争への妨害となつて、各地に表面化している。その最たるものが、タマス社に対する糾弾妨害であった。法務省は、糾弾は恐いという意識を煽ったうえで、解放同盟に会わないほうがいいという指導をしていたことがタマス社によって暴露された。（最終的にはタマス社は糾弾会に参加した。）このように、逆に差別意識を煽っているのが法務省であり、このことがより一層差別事件を複雑化させ、その解決を遅らせる犯罪的行為を犯しているのである。

### ② 人権擁護行為について

「一見迂遠のように見えても、法務局の人権擁護行政に任せることが真の差別解消につながる」との意見に対していえることは、今日法務省にそもそも人権擁護行政なるものが存在するのかわりである。

例えば、先ほどの民間運動団体における取り組みに対して、国の人権行政が差別意識を煽り、妨害している事実。また、「法務局にすべてまかせろ」といいながら、年を追うごとに未解決事件が増大してきている事実。具体的には、「部落地名総鑑」事件、「パケット通信」による差別事件、大蔵事件、広島県警幹部警察官事件、小林百合子事件など、いまだに解決していない。しかも、法務局の指導すらも加害者が拒否し続けている結果、それ以降、なん

年度の文部省関係二一九件の事件が法務省の収集の対象外になっている。差別事件の集約は、今日においてすら各省バラバラの状態であり、そこにおける人権担当省といえる法務省のインシアチブはなんら発揮されていない。

### ④ 人権侵犯事件の基準が不明確

法務省の人権侵犯事件に対する基準が不明確である。一九八九年において、大阪法務局の情報件数が三五五件、そのうち人権侵犯事件が三件である。同じく東京法務局では、情報件数が三二件で、侵犯事件数が一件、広島法務局では、情報件数が二二件で、侵犯事件数が二件である。前述の情報収集も不十分ではあるが、この情報件数からみて、さらに侵犯事件数が少なくなっている。これまで、同盟側の把握事件と法務省の人権侵犯事件とを各都府県毎にすりあわせをしようとして、守秘義務「調査中」という名のもとで、照合すらもできない状態であり、人権侵犯事件でありながらも、法務省の人権侵犯「基準」から落とされている可能性は多い。では、この「基準」とは何か。法務省の人権侵犯事件となる「基準」は、「人権侵犯の事実の有無、個別啓発に適する事案」（一九九一年一月三十一日、法務省交渉での回答）としている。これでは人権侵犯の基準にはなりえない。これまで、法務省が人権侵犯事件に対して、

人権侵犯事件調査処理規程に基づいて、差別事件を処理しているが、この「処理規程」ですら、人権侵犯の「基準」は明記されていない。ただ唯一、明らかな点は、法務省が差別事件の加害者に対して出したこれまでの「説示、勧告」文から一部はみいだせる。

それは、同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、「地対財特法」等に基づき、国、地方公共団体の同和行政に逆行しているから、人権侵犯だとしている点である。これが法務省の人権侵犯事件とする法的根拠であり、「基準」である。要するに人権擁護の旨である法務省が、明確な「基準」をもちえていないし、ましてや「法」がなければ、この「基準」すら法的根拠をなくしてしまうのではないか。

ここで、同盟がこれまで人権侵犯事件として分類しているケースを明らかにしていくと形態（発言、動作、落書き・投書）と内容別（ここでは特徴的なものを列挙）、誰に対しての事件か、調査に協力しているかどうか、事件発生後の加害者の動向などで分類できる。例えば、発言において、意図的発言と無意識的発言に分けられる。意図的で特定の個人に対し、調査の協力にも応ぜずまったく反省もしていない。これはまぎれもなく人権侵犯事件である。しかし、比喩的かつ不特定多数に対し発言し、事件後の調査に

も応じ反省している。これは、先の人権侵犯事件とは質的にちがった事件として把握し、対応をしていく必要がある。

要するに、人権侵犯事件の有無は、差別的意図があるかどうか、調査に応じているかどうか、事件発生後反省しているかどうかなどで、分析していく必要がある。とりわけ、差別落書きは、単なる落書きだから消してしまえばそれでよいというのではなく、すべて意図的であり、犯人が不明確であっても、人権侵犯事件として立件する必要がある。

#### ⑤ 法務省の人権侵犯事件処理の問題

法務省は、人権侵犯事件の処理とその後の加害者に対する指導と被害者に対する救済措置について、まったく不十分である。まず、人権侵犯事件の処理については、一通の「説示、勧告」文で済ましているだけであり、その勧告文も「今後、部落差別にわたる行為のないよう特段の配慮をされたく勧告する」といった内容であり、深刻なる差別をした人に対し、「特段の配慮」といった、いたって抽象的な言葉でもって、事たれりとする法務省の指導は、無内容、無責任である。

また、事件後の加害者に対する啓発指導は皆無である。

法務省は、「啓発に始まって啓発に終わる」と終始述べながら、「説示、勧告」後は、なんらアフターケアをしていない。被害者に対しては、事件調査の経過処理等の報告は何ひとつしていない。ましてや、加害者が被害者に対し、一言の謝罪行為を行なうような指導もしていない状況である。これでは、差別された者の泣き寝入りである。

今日、国の人権行政では、なんら被害者に対する救済はないといっても過言ではない。

#### ⑥ 全国人権擁護委員連合会の実態

(1) 全国人権擁護委員連合会（以後、全人連と略す）は、全国約一三、〇七二人（本来の定数上限枠は二万人である）の人権擁護委員で構成され、五〇都道府県人権擁護連合会の連合組織である。現在、全人連の会長は五木田隆（千葉県人権擁護委員連合会会長）が就任している。

(2) 全人連の活動実態は、その活動予算で理解できる。一九八九年予算の総額は、三三三三万円で主たる収入が、一五〇万円（各都道府県連より分担金を徴収）、総会参加費七八万円（同じく分担金で）、補助金五〇万円（財）人権擁護協力会から補助）である。

主たる支出は、会議費が一九七万円（総額一四四万円、理事会費三五万円、年一回開催の婦人問題委員会費一三万

円）事業費は、七二万円（全国中学生人権作文コンテスト費二四万円、人権モデル地区補助金一四万円、ポスター作成費七万円）である。

各都道府県人権擁護委員連合会予算の主たる収入は、各市町村からの補助金でまかなわれ、各都道府県毎で予算を組み、活動を展開されているが一三、〇七二人を擁する全人連としての具体的事業費がわずか七二万円である事実は、政府、法務省が日本の民間人権擁護活動の育成には程遠く、法務省人権擁護局の取り組みの補完的役割すら果たせない。真相は全人連を各目的に利用し、まさに、「権威」をつけるために全人連をご都合的に使っているにすぎないのである。

全人連の方にしても、一九五二年の全人連結成時の意義は忘れ、長年の法務省による「おんぶにだっこ」に慣れ親しみ、これぐらいの事業費にすら批判も出ず、全て、全人連、各都道府県人連の事務局（全て、各地法務局の人権部、課）にまかせっきりの状態である。

## 農林水産省

## 一、一九九一年度予算分析

① 一九九一年度予算額は、総額一八三億九、〇二四万円、昨年度比で三・六増（物的予算三・五増、非物的予算一五・九増）となっている。

「地対財特法」下、最終年度予算ということもあり、ほとんどの省が増額予算を組んでいる。この点は評価できるが、これまであまりにも減額予算を続けてきたため、市町村レベルの要求が一定抑制されてきた点を最終年度予算で少し緩和したという観もいめない。

〈参照〉「地対財特法」下の農水省同和予算

年度	1987	1988	1989	1990	1991
（億円）	292	248	221	177	184

農水省予定「残事業」量 = 960億

いずれにしても、問題は、「地対財特法」下の当初予定事業量約九六〇億

億円を大幅にこえて、一、一二三億円となったこと自体、なお改善すべき部落農業の実態が存在していることを物語っている。

② 個別事業別に少しみていくと、第一に農林業地域改善対策事業は、約一〇一億円と昨年に比べ二・四増の予算が組まれているが、問題は、その内容である。即ち、農村部落に多い少数点在部落の実態にあわせた採択基準の引き下げや、後にもふれる営農相談活動の充実等が求められている。

③ ソフト面の営農等相談事業については、一億九、七九四万円と、昨年度に比べ一五・九増と大幅要求がされている。これは、一九九〇年度に予算化された「経営指導会議」が五、〇一八万円から八、三〇七万円と増額されたことによる。

内容的には、一九九〇年度で近代化施設等の管理運営状況とその優良事例を調査し、九一年度で、管理運営状況に改善が必要な事例を具体的に指導していくこと、これらを通して行政・普及所・農協・地元の一體的普及体制を作り出していくことを目的としている。

この点で、営農相談員を先頭に、この事業を積極的に活用し事業の民主的管理を進めていく必要がある。

④ 同じソフト事業である、営農相談員活動と農漁協等

への啓発事業である「農林漁業振興推進会議」は、それぞれ九、九五二万円（昨年度八八減）、一、一二二万円（昨年と同額）となっている。

営農相談員は、人的事業は各省一律にこの四年間減額され、最終年度の一九九一年度も八八減額され、一八日分の謝金となっている。しかし、経営指導員（通産省）などと違い、移行すべき一般施策がない営農相談員制度の独自性や部落農業の今日の実態を無視した全く機械的な予算措置といえる。

⑤ 「今後の課題」の所で詳しくふれるが、農協の「部落問題に対する取り組みアンケート調査結果」でも明らかにように、いまだ、全国の農協の六割が啓発に取り組みくとすら否定的意見を有している。にもかかわらず昨年と同額の「振興推進会議」の予算しか組まれていない点、大きな問題を残している。

⑥ 一九九〇年実施の農業センサスの活用による部落農業の実態把握のため、一、三一二万九千円が予算化されている。これは、一九八五年の農業センサス活用が続く第二回目の取り組みで、高く評価できる点で、(1)一九九〇年の部落農業と全国平均との比較、(2)一九八五年と九〇年の部落農業の推移の特徴、が一定明らかにされる。

## 二、今後の課題

① 九〇年農業センサス活用による部落農業の実態調査の分析を

一九八五年に続いて、九〇年農業センサス活用による全国（各府県別も）の部落農業の実態調査が実施される。

本年七月上旬には、全国調査の結果が、九月下旬には府県別結果が出てくるが、六万五、五八三戸の部落農家の実態が五年間でどのように変化したのか、あるいは全国平均との格差はどうか等を明らかにしなければならぬ。

そして、今後の課題を明らかにし、その克服にむけての具体的施策・方向を整理していく必要がある。

② 営農相談員制度の充実をはじめとした普及体制の抜本的確立

「地対財特法」後、営農相談員制度は代りうる一般施策はないので廃止され、農業改良普及員による普及体制を工夫していくという考え方を現在、農水省は示している。

しかし、改良普及員では零細な部落農家に対して十分な営農指導に出来ないというので、一九七九年より、地元と普及所をつなぐパイプ役として営農相談員制度が発足したのである。この点で、残念ながら、現実はおおパイプ役を

必要とする。農業をとりまく情勢をみた時、一層、その役割は大きくなってきていると言える。

しかも、ここ数年來、改良普及員自体が大幅な人員削減を受けている。また、改良普及員活動の基本的指針である「協同農業普及の運営に関する方針」（一九八八年）でも、改良普及員の配置について「離島、過疎地域、山村等」に対しては「配慮」を明記しているが、部落については全くふれられていない。この中で、どうして改良普及員によるこれまで以上の部落農家への普及が可能と言えるのか。むしろ現実にはこれまでの水準すら維持できず形骸化する可能性の方が強い。

稲作に経営内容が特化し、農産物販売金額が少ない部落農家の実態、しかも不安定兼業が多い実態をみた時、営農指導体制の強化による農業経営の面の一層の安定化は重要な課題である。

### ③ 「経営指導会議」事業を活用し、近代化施設の優良的事例集の作成を

一九九〇年度の「経営指導会議」事業で、近代化施設の優良的事例の収集が実施されているが、農水省も「早急にとりまとめて有効利用したい」（一九九一年一月三十一日の中央交渉の場）と回答しており、全国段階、各府県段階それぞれに事例集のものをまとめていく必要がある。

啓発活動の実施は二五％にとどまり、名前だけの「担当者」となっている。

第二に、府県主催の研修会に参加できなかった理由として「業務の都合」が多くあげられており、農協のトップの部落問題に対する理解が希薄であることを示している。

第三に、今後、啓発を「積極的に行う」と回答した農協は三〇・五％しかなく、「わからない」（二五％）、「ほとんど」（二八・二％）、「あまりやらない方がいい」（九・五％）、「やるべきでない」（三・五％）とあわせて六六％の農協が啓発活動を否定的に受けとめている。

第四に、これらの特徴は五年前と比べても、ほとんど変わっていないということである。

これを克服していく上で、①これまでの取り組みの十分な総括、②部落問題の位置づけと取り組みの方向に関する全国農協中央会の理念を明確にすること、③全国農協中央会の中に、「会長もしくは専務理事を長として、責任ある複数の者」からなる同和対策推進委員会を設置すること、が解放同盟より問題提起されている。しかし、農水省も全国農協中央会も、「取り組みの強化の必要性」は一般的に認めながらも、具体的取り組みになると年一回、一泊で各府県担当者を集めた全国農協中央会主催の研究集会を実施することだけにとどまっている。

### ④ 同和対策事業の採択基準を「三戸以上」に

部落農・漁家の位置する部落の場合、少数点在部落が多い。そのため一九八四年より「事業水準の向上にとって必要」と認めた場合、同和関係農家数は「五戸以上」であれば事業対象としていくよう改善された。しかし、現実には予算の枠の中で余裕があれば対応するという実情で、少数点在部落の農家に対して有効に事業が進められにくい。

他方、一般対策ではあるが、重点事業として新たに進められている「農業農村活性化農業構造改善補助事業」では、「三戸以上」の採択基準が設けられている。

一般対策ですら今日の農家の実態から「三戸以上」という基準で対応しているにもかかわらず、同和対策事業ではそれが適用されていないのは全く不合理であり、早急な改善が求められる。

### ⑥ 農漁協・森林組合に対する部落問題の取り組みの抜本的強化を

一九九〇年三月に、全国農協中央会が八五年と同様の内容で三五府県一、七四七農協より部落問題の取り組みアンケート調査を実施した。

その特徴点の第一は、同和対策推進担当者は設置はされているものの、府県主催の振興推進会議（研修会）への出席は五六％、農協主催の職員研修実施は三〇％、地域向け

## 自治省

### 一、一九九一年度予算分析

自治省による消防関係の一九九一年度予算案は、四億五、四三一万八千円で、一九九〇年度予算四億一、〇八二万二千円に比し、四、三四九万六千円増額の一〇％増となっている。

交渉では地方公共団体の要求をまとめ、事業の法期限内完遂をめざし、満額査定されるよう大蔵省にはたらきかけていくとしていた。

防火水槽が三億七、七九一萬六千円（二三一基）で、前年度比で二六基増の四、二五三萬六千円（一二・七％）の増額、消防ポンプ自動車四、五〇九万円（九台）で一台分の増、小型動力ポンプは二、三七六万円（四〇台）で二五台分の増、消防無線は二六二萬四千円（八台）で七台分的大幅増となっている。小型動力ポンプ積載車は三二五萬二千元（三台）で一台分の減額、小型動力ポンプ付積載車は一六七萬六千元（一台）で二台分的大幅減額となっている。補助単価アップはまったくおこなわれていない。

「同和」問題解決のため、行政の責務として「同和」対策事業を積極的に推進していくうえで、部  
 落差別の実態認識の国と地元とのギャップがあげられる。実態的差別では、住環境は一定改善されてきているものの、地区住民の自立促進に不可欠の就職と教育の機会均等の保障と生活基盤確立の施策はまだ不十分であるし、心理的差別解消の分野では、社会教育や啓発活動をつうじて人権意識高揚のための施策を今後いっそう強化していかなければならない。これらの「同和」行政推進にかかわる事業執行上のネックとなっている問題点の理解にズレが存在し、地元における部落の実態にみあった行政施策を推進している地方自治体と、各部落のおかれている実態を無視した全国一律（少数点在部落と大規模部落を放置した）の不分な国制度による施策との間に諸問題を生じさせている。それらの問題が「地对財特法」の施行によってより大きな離れを国と地方自治体との間にもたらし、「同和」問題の解決を遅らせるものとなっている。現行法は事業対象地区を限定し、事業未実施地域をより拡大しているし、地域改善対策事業を八二事業から五四事業に縮小することによって、ますます地方自治体に財政負担をのしこむ結果となっているのである。まず自治省は地方自治体の立場にたつて財政問題を解決していく必要があるし、国と地方の実態認

（資料）自治省消防施設等整備補助金：分析一覧表

	1990年予算 (千円)	1991年予算 概算要求 (千円)	1991年予算 (案) (千円)	増減額 (千円)	対前年比 (%)	要求実現率 (%)
消防ポンプ自動車	40,080 (8台) @ 5,010	45,090 (9台) @ 5,010	45,090 (9台) @ 5,010	5,010 (1台)	112.5%	100.0%
小型動力ポンプ	8,910 (15台) @ 594	26,730 (45台) @ 594	23,760 (40台) @ 594	14,850 (25台)	266.7%	88.9%
消 防 無 線	328 (1台) @ 328	2,624 (8台) @ 328	2,624 (8台) @ 328	2,296 (7台)	700.0%	100.0%
防 火 水 槽	335,380 (205基) @ 1,636	382,824 (234基) @ 1,636	377,916 (23基) @ 1,636	42,536 (26基)	112.7%	98.7%
小型動力ポンプ付車積	21,788 (13台) @ 1,676	1,676 (1台) @ 1,676	1,676 (1台) @ 1,676	△20,112 (△12台)	7.7%	100.0%
小型動力ポンプ車積	4,336 (4台) @ 1,084	6,504 (6台) @ 1,084	3,252 (3台) @ 1,084	△1,084 (△1台)	75.0%	50.0%
	410,822	465,448	454,318	43,496	110.6%	97.6%

「地对財特法」最終年度の予算である一九九一年度予算案は一〇%の増額となっているが、この予算額で市町村の全ての事業を完遂できるものであるかは疑問である。市町村も法期限内に事業完遂をめざし、強く予算増額をもとめていると思われるが、それでも必要とすべき事業量の額を満たしているとは考えられない。ここ数年補助基準額の引き上げを要求していないので、補助単価は実質の引き下げとなり、現在においても市町村は超過負担をいられており、その差がさらに拡大されることになる。自治省は各省庁に対し、補助単価を実質単価にし、市町村への負担軽減について財政局長通達を出しているにもかかわらず、自治省がそれをみだす要求をしていないのは問題である。市町村の消防施設整備事業を早急に完了させる予算にしなければならぬ。

地域改善対策債は一、四〇〇億円を計画している。地域改善対策債は「地对法」の間はずっと毎年二、〇八〇億円を計画していたが、一九八七年度に二八〇億円減額され、一九八八年一〇〇億円、一九八九年度一〇〇億円、一九九〇年度一〇〇億円減額、一九九一年度も一〇〇億円減額され、一、五〇〇億円から一、四〇〇億円の計画となっている。

## 二、今後の課題

識のズレを解消するためにも実態把握（実態調査ならびに自治大臣の事業未実施地域の部落視察など）が必要である。

### ① 重い地方財政負担

自治省は、「同対審答申」の結語にもあるように、「同和問題の根本的解決にあたっては、…その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけ」「国は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めることなど」をたえず確認している。

「同和」対策は基本的に国事業である。しかし、各部落のおかれている差別の実態は、複雑多岐にわたっており、それに対応する施策、対策も、そのニーズによってきめこまかなものが求められているので、具体的な「同和」対策事業は、地方自治体の事業として実施されているし、その方が「同和」行政の効果をたかめるものだとされている。そのうえにたつて自治省は一〇数年来、予算編成期に次のような財政局長通達を出し、その実施を求めている。

「趣旨にかんがみ、所要の事業については、これをすべ

て国庫補助負担事業として採択し、事業費の金額について高率の国庫補助負担を行うべきものであると考えます。

一方、関係地方公共団体においては、従来から国庫補助負担事業に係るつき足し実施、地方単独事業の実施等により、その財政負担が過重なものとなっている実態にあり、また、地域改善関係予算の充実について地方公共団体から強い要望もあります。地域改善対策特定事業の必要事業量の確保を図るとともに、実情に即して地域改善対策特定事業に係る単価、数量、対象範囲等の国庫補助負担基準の改善を図るなど、地域改善対策関係予算の充実確保について特段の配慮をされるよう強く要請します。

しかし、残念ながらその現実には、先にも述べたように、国庫補助対象事業が縮小され、ますます地方財政の負担がしいられ、地方自治体においては、住環境整備事業の完遂の目途もないまま、年々同和対策事業予算も少なくなってきた、事業の実施が遅れ、「同和」問題の解決をむずかしくしている。

## ② 財政援助の充実を

そこで、自治省にたいして、以下のような要求を出し、財政上の国制度の充実を強く求めている。

### ① 地方自治体を実施するすべての「同和」対策事業（用

題、選挙ポスターや選挙公報などによる差別事象など、部落差別事件や人権侵害にかかわる事件が近年数多く発生している。戸籍法や住民基本台帳法の改正が行われ、これら的大量閲覧やコピーなどが制限されるようになったが、それでもそれらの制限を無視するような事件として福岡県弁護士会の弁護士が、弁護士専用住民票戸籍簿本請求用紙を興信所へ横ながしし、興信所がそれをつかう事件、東京の行政書士が職務上請求用紙で戸籍簿本等不正入手し、興信所へ横流しする事件が発生している。これらの問題に対処するには地方自治体レベルでの取り組みには限界があり、法の改正やプライバシー保護法の制定など、国レベルでの取り組みや指導が求められている。

さらに、啓発活動についても、地域の実情に根ざした講座・研修会をはじめとした社会教育や広報活動・地域活動などきまこまかな啓発が今日求められている。自治省には、地方自治体の啓発活動がより効果を高めるための取り組みと財政措置が求められている。

今後とも、自治省にたいし、人権意識の高揚をはかるための取り組みと、差別事件をゆるさない地方自治体の取り組みが、「同和」地区のある地方自治体だけでなく、すべての地方自治体で実施されるよう強く求めていく必要がある。

地の取得費造成費を含む）を国庫補助の対象とし、かつその所要事業費全額をもって補助基準額とされたい。②地方自治体を実施する「同和」対策事業のうち、施設の維持管理および運営費についても国庫補助対象となるよう各省庁に強く働きかけられたい。③「同和」対策事業にかかわる地方負担分の全額に起債を認め、その元利償還金に「地対財特法」第五条を適用されたい。④同和対策事業債の枠の大幅拡大を図り、地方自治体の単独事業を全額措置するとともに、地方債の基準額を実情に即するよう引き上げられたい。⑤財政力の弱い公債比率の高い地方自治体にたいしては、これまでの元利償還金の返済の延期など特別の措置を講じられたい。⑥地区人口比率の高い市町村や大規模部落をかかえる地方自治体で財政力の弱いところにおいて特例的な財政援助措置を講じられたい。⑦少数点在部落にたいする「同和」対策事業について、抜本的な施策、補助を行うとともに、大都市部落の総合計画にたいしても国の直轄事業としての施策を行われたい。

## ③ 差別事件への対応と啓発の強化を

もう一点は、地方自治体などで発生している差別事件と啓発活動のあり方をめぐる問題である。公務員による差別事件、住民基本台帳、戸籍簿、選挙人名簿にかかわる問

## 文 部 省

### 一、一九九一年度予算分析

「地対財特法」最終年度の一九九一年度の文部省関係予算は、総額一二億四、二九八万二千元で、対前年度比一・七％増となっている。このうち学校教育関係の同和教育施策では、「教育推進地域等事業」が〇・九％増の四、八五二万円、「高校等進学奨励費補助事業」が一・一％増の九八億一〇万円で、社会教育関係の同和教育施策では、「社会教育関係団体育成・諸集会開催事業」が四・九％増の一八億八、九七六万円で、「集会所施設・設備整備費」が前年同額の五億四六〇万円、となっている（表1参照）。

過去五年間の政府の地域改善対策関係予算全体の中で占める割合はわずかに八％前後で、「教育・啓発に力を入れた」とはともいえるものではなく、同和教育推進に向けた抜本的施策は期待できないのは一目瞭然である。特にわれわれが強く要求してきた「同対策」答申以後の同和教育施策の総括や部落の子どもたちの進路保障に逆行する高校・大学奨学金の貸与化撤回・給付制復活は、今回も見送ら

れたままである。また国連決議で求められた二〇〇〇年までの「識字行動計画」についての予算は、まったく組まれている。以下に一九九一年度文部省同和教育関係予算を各項目毎に分析し、今後の課題を検討する。

二、学校教育関係の同和教育施策の現状

(1) 教育推進地域等事業

初中局小学校課の所管する「教育推進地域等」事業は昨年より微増の四、八五一万円となっている。この予算には①教育推進地域の指定、②同和教育研究指定校、③研究協議会開催、④同和教育資料の作成、に関するもの四つを含んでいるが、九一年度は同和教育研究指定校のうち幼稚園と高校枠が若干拡大された。

この教育推進地域等事業では、表2からも明らかのように歴史的にも、また金額的にも「教育推進地域の指定」と「同和教育研究指定校」が中心で、もっとも早くから取り組まれてきたもので、同和教育推進に一定の役割を果たしてきた。しかし予算規模がきわめて小さく、また全国のすべての地域や学校で同和教育が取り組まれるように計画をつくって地域や学校を「指定」していないため、十分な効

果を上げているとはいえない。

(2) 高校等進学奨励費補助事業

初中局小学校課および高等教育局学生課の所管する「高校等進学奨励費補助」事業は、総額九八億円余で、奨学金は高校・大学とも単価増が計られ一・一兆増となっている(通学用品助成は据え置き)。そして一九九〇年八月から要綱が一部改正され、二〇〇〇年間にわたり毎年所得を審査する方式から五年ごとに審査する方式へ手直しされたものの、もっとも重大な問題は、依然、貸与制のままであることである。

●奨学金		〈月額〉	
高校等	国公立	16,000円	→ 16,500円
	私立	37,000円	→ 38,000円
大学等	国公立	36,000円	→ 38,000円
	私立	64,000円	→ 67,000円

●通学用品等		〈一時金〉	
高校等	22,600円	据え置き	
大学等	36,050円	据え置き	

そもそも高校等進学奨励費補助事業は、答申の精神をふまえて同和対策特別措置法以前から文部省が独自に事業を開始し、歴史的にも大きな役割を果たしてきた事業である。ところが「同和事業の見直し」を口実に、「地対財特法」に先立つ一九八二年から

表1 1991(平成3)年度地域改善対策関係予算額(文部省関係)

事項	1990年度 予算額	1991年度 予算額	差 増 △ 引 減	備 考
＜学校教育関係＞				
1. 教育推進地域等	千円 48,084	千円 48,516	千円 432	1. 教育推進地域の指定 2. 研究指定校 3. 研究協議会開催 4. 資料作成 補助率 2/3 補助先 府県・指定都市
2. 高等学校等進学奨励費補助	9,689,021	9,800,101	111,080	1. 奨学金 (1) 高校・高専 月額 国公立 16,000円→16,500円 私立 37,000円→38,000円 (2) 大学 月額 国公立 36,000円→38,000円 私立 64,000円→67,000円
				2. 通学用品等助成金(一時金) (1) 高校・高専 単価 22,660円 (前年同額) (2) 大学 単価 36,050円 (前年同額)
小計	9,737,105	9,848,617	111,512	
＜社会教育関係＞				
1. 社会教育関係団体育成・諸集会開催事業費	1,801,295	1,889,761	88,466	1. 調査指導等 2. 社会教育関係団体育成・諸集会開催 3. 指導者研修 4. 集会所指導事業
2. 集会所施設・設備整備費	504,604	504,604	0	補助先 市町村 41館 施設整備費 補助率 2/3 用地取得費 補助率 1/2 設備費 補助率 2/3
小計	2,305,899	2,394,365	88,466	
合計	12,043,004	12,242,982	199,978	



表2 文部省同和対策（地域改善対策）関係事業の推移

年 度	事 業	
〔法〕の制定以前 ↓	1952(昭27)	同和教育について（文部事務次官通達）
	1959(昭34)	同和教育研究指定校の指定
	1960(昭35)	社会教育における同和教育事業（同和対策調査指導、研究協議会、団体育成、諸集会開催）
	1961(昭36)	研究協議会（学校教育）
	1962(昭37)	同和対策集会所施設設備整備事業
	1964(昭39)	社会同和教育指導者研修事業
	1965(昭40)	集会所指導事業
	1966(昭41)	高等学校等進学奨励費補助（高校・高専）
別措置法の施行 ↓	1969(昭44)	同和教育推進地域の指定、教員の同和加配措置
	1973(昭48)	通学用品等助成金事業（高校・高専）
	1974(昭49)	進学奨励費（大学）補助
	1975(昭50)	同和対策集会所の用地取得費
	1976(昭51)	同和教育資料の作成・配布
	1978(昭53)	通学用品等助成金（大学）事業
善策地域の改善措置法の施行 ↓	1982(昭57)	奨学金（大学）の貸与化
	1983(昭58)	通学用品等助成金（大学）の貸与化
財特法の施行 ↓	1987(昭62)	高校奨学金・通学用品等助成金の貸与化
	1991(平3)	

大学奨学金が貸与化され、続いて八七年の「地对財特法」施行によって高校奨学金の貸与化が強行された。この結果、部落の子どもの進学への意欲を著しくそぎ、過去五年間に各地で大幅に受給者が減り、深刻な事態を生じさせている。これは、貸与化強行により「奨学金の受給は将来に負債（借金）を背負うことになる」「二〇年間も所得審査があり身元調べされる」と考え奨学金の受給を辞退する者や、きびしい所得制限で受給を拒否されるものが相次いだ結果である。文部省は、これらの深刻な事態を真摯に受け止め、部落の子どもたちの教育の機会均等の権利を保障し、進学を奨励するという事業本来の趣旨に立ち帰って、早急に給付制に復活すべきである。

### 三、社会教育関係の同和教育 施策の現状

#### （一）団体育成・諸集会開催事業

生涯学習局社会教育課の所管する「団体育

成・諸集会開催」事業は四・九増の一八億八、九七六万一千円だが、その中には①調査指導等、②団体育成・諸集会開催、③指導者研修、④集会所指導事業、がふくまれている。このうち識字学級などの裏付けとなる「団体育成・諸集会開催」と「集会所指導事業」が中心で、一九九一年は謝金単価がアップされた。また周辺地域住民を対象とする「社会同和教育講座」事業は九一年度も継続されたが、昨年の国際識字年で初めて実施された「識字指導者研究協議会」事業は、一年限りで取り止めとなった。

この生涯学習局社会教育課の所管する「団体育成・諸集会開催」事業は、厚生省の隣保館事業での各種の講習・講座開設と並んで、地域の教育活動の発展に一定の役割を果たしてきた。しかし、あまりにも補助単価が低く、また専従職員配置のための人件費補助ではなく非常勤を前提とした謝金補助であり、強く改善が要望されている。

#### （二）集会所施設・設備整備費

生涯学習局社会教育課の所管するもうひとつの事業である「集会所施設・設備整備費」は、昨年と同額の五億四六〇万円にとどまった。この事業は、①施設整備費、②用地取得費、③設備費、が含まれている。

表3で明らかのように、教育集会所施設・設備整備費

表3 教育集会所施設・設備整備費の10年間の推移（1982—91年）

年 度	予 算 額	対82年比
82 (S57)	1,664,120	100
83 (S58)	1,495,429	89.9
84 (S59)	1,295,543	77.9
85 (S60)	1,104,332	66.4
86 (S61)	956,838	57.5
87 (S62)	766,231	46.0
88 (S63)	669,411	40.2
89 (H1)	539,128	32.4
90 (H2)	504,604	30.3
91 (H3)	504,604	30.3

は年々削減され、一九八二年予算額を一〇〇とした場合、九一年度予算ではわずかに三〇・三％にすぎないという状況である。全国的に見れば、隣保館も教育集会所も未設置の地区がまだまだ数多く存在する現実をふまえ、今後の抜本的な施策の充実が必要とされている。

#### 四、同和加配教職員について

##### (1) 第五次定数改善計画での同和加配

部落を校区に持つ小・中学校への同和教育推進のための教職員加配(同和加配)は、一般対策の教職員定数法にもとづく特別措置として一九六九年の第四次定数改善計画(一九六九―七八年)から開始された。現在は第五次定数改善計画(一九八〇―九一年)に位置づけられ、同和加配は九一年には六〇名が増配当され、計画通り一二年間で一、六二〇名増を達成した。

##### (2) 今後の配置計画と同和加配

教職員定数法にもとづく新しい定数改善計画(第六次計画)がいつから開始されるかは、現在のところ定かではないが、当然、同和加配についても引き続き措置されるべきである。そして新しい定数改善計画では、従来の同和加配基準を見直し、部落を校区に持つすべての小・中学校へ同和教育推進のための教職員加配を実現するとともに、現在は配置されていない幼稚園や高校へも同和加配を実現すべきである、と考える。

#### 五、「地対財特法」後の同和教育推進の課題

「地対財特法」はいよいよ最終年度を迎えた。今求められていることは、過去の取り組みを総括し成果と課題を明らかにするとともに、残りの期間で部落問題を解決するための基本姿勢と抜本的方策を示すことである。そしてその際には、部落問題解決に向けて教育の果たす役割は極めて重要である、とした「同対審」答申の指摘を十分ふまえ、教育現場であいつぐ差別事件や部落の子どもたちの学力と進路の状況について正しく把握し、具体的施策の充実をはからねばならない。

「答申」にもとづく基本理念が明らかにされたならば、次にはその理念を具体化するための推進計画と施策の充実がなされなければならない。その点で、部落解放同盟中央本部の文部省への要求内容は一つの参考となろう。

その第一の課題は、従来の施策のいっそうの充実である。差別行政の結果として存在する事業未実施地区の部落の子どもたちにも解放奨学金の受給を認めることや、同和加配教職員の配置を行うことなどがこれにあたる。

また同和教育の推進が、被差別部落をふくむ市町村や都府県のみにとどまるのではなく、全国のすべての学校(幼稚

園から専修学校・大学まで)や社会教育の場で実施されるよう指導をつよめることが必要である。

第二の課題は、高校や大学における同和教育のいっそうの推進のため、新たな施策を創設することである。小・中学校での同和教育の広がりにも果たした「研究指定校」や「同和加配教員の配置」措置の大きな役割を認識し、早急に高校への同和加配教員の配置を実現しなければならぬ。また、指導者養成に果たす大学の大きな使命に照らして、同和教育論や人権問題関係講座の設置の促進、教員や公務員、医師や弁護士などの専門職養成のあり方の改善など、課題は多い。

第三の課題は、教育における部落差別撤廃にむけた目標の明示と達成計画の樹立を行い、中・長期的展望にたった施策の充実である。一九六九年の同和对策事業特別措置法の施行の際、政府は「同和对策長期計画」を定め、十九年計画として事業を実施した経過がある。今日的な実態の上にたち、新たな中・長期計画と達成目標(進学率など)の明示が今、求められている。

これらの課題をやり切るには、現行の「地対財特法」では全く不十分であり、「部落解放基本法」制定が実現されなければならないわけである。

### 総務庁

#### 一、一九九一年度予算分析

総務庁の予算分析と課題を明らかにするにあたり、まず同和行政における啓発の位置について触れておきたい。

一九六五年に内閣総理大臣に出された「同対審」答申のなかで、実態的差別と心理的差別の悪循環・再生産論が提起された。したがって、その後の同和行政の方向は実態的差別と心理的差別の両方の側面から総合的な施策を実施する必要がある。しかし、現実には制定された法律は同和对策事業特別措置法であり、実態的差別とりわけ環境改善に重点をおいた事業法であった。総合的な施策を実施するための法律ではなく、事業法に矮小化されたことによって、心理的差別をなくするための教育・啓発活動を軽視させ、同和事業に絡むいわゆる「ねたみ差別」を生み出す要因となった。もちろん、当時の部落の実態を考えたとき、環境改善をはじめとした事業の実施が緊急を要するものであったことは言うまでもない。しかし、一貫してそれで事足りるとして来た政府の姿勢が、部落差別の再生産を許し、問題

の解決を妨げてきたと言える。

心理的差別をなくすための教育・啓発活動が軽視され続けてきたことは、予算の推移を見ても明らかである。当時同和事業の総括的な所管庁であり、国の広報活動も所管していた総理府が、啓発活動に関わる予算を組んだのは一九七二年であり、国家公務員、都道府県同和関係担当者研修費であった。明くる年の一九七三年、総理府は、初めて都道府県啓発活動委託費を組み、その時の金額が四六六万四千円、法務省の人権思想普及高揚事業予算三三六万九千円と合計しても八〇三万二千円である。その年の国の同和予算総額が四三〇億三、五〇〇万円であり、その中で啓発予算が占める割合は〇・〇一九％に過ぎなかった。

一九八四年に地対協が「今後における啓発活動のありかたについて」意見具申を出し、その年度の三省（総務、法務、労働）の啓発予算が四億五、六二八万円である。国の同和予算総額が二、一四七億九、八六〇万円で、啓発予算が占める割合は〇・二％に過ぎない。一九九〇年度の総務庁の啓発予算が六億三、五一八万円、三省の啓発予算合計額が一〇億二、五九三万円、国の同和予算総額一、五二三億七、一五〇万円の〇・六八％、国民一人あたりの啓発予算は九円に過ぎない。湾岸戦争への協力金九〇億ドル、国民一人当たり一百万円の負担と比較した時にいかに微々たる

ものがわかる。

地方自治体の啓発予算と比較すると、一九八九年三六都府県一五市だけでも一一〇億六、一五三万円になり、国の啓発予算九億三、三二九万円の一二倍近くになる。全国の地方自治体の啓発事業予算を合計するならば、数十倍になると推測される。

一九八六年の地対協意見具申や一九八七年の総務庁の「啓発推進指針」は、差別事件が後を断たない原因を地方自治体の「行き過ぎた同和行政」や部落解放運動の糾弾に求めようとした。しかし、法律や予算の側面からみても、「同対審」答申の精神を完全に実施してこなかった政府にこそ責任があると断言できる。

一九九一年度の予算は、総務庁が七億二、四六二万円、内啓発予算が六億九、七〇三万円、三省の啓発予算の合計が一億四、〇八五万円である。啓発予算の内訳をみると、啓発活動委託費が六億六、八四二万四千円で、その内、地方委託費が五億八、八九四万七千円、中央委託費が七、九四七万七千円である。中央委託費は、映画製作費を含む啓発センター分である。また、啓発センターには別途補助金として、一、四三六万九千円が組まれている。

啓発内容への国家の介入と統制を排除し、啓発活動を地域の実態に即したものにするためには、地方自治体やそ

に居住する人々の主体的な取り組みに中心がおかれることが重要である。しかし、地方自治体が実施している啓発事業は、補助対象にはなっていない。地方委託費も一部の地方自治体にしか支出されていないし、仮に全国の三、二四七の地方自治体に支出したとすると一地方自治体当たり一八万一、〇〇〇円に過ぎない。これでは、部落問題の解決は「国の責務である」という「同対審」答申の精神は、反古同然にされていると言っても過言ではない。

また、一九八七年に総務庁地対室のてこ入れで作られた（財）「地域改善対策啓発センター」は、昨年行政や学校に配布しようとした漫画「翔べ熱気球」に典型的に見られるように、部落差別の現実を無視した内容の啓発を実施している。そのような団体に対して、補助金と委託費を含めて九、〇〇〇万円を超える予算が支出されていることは、重大な問題と言える。

## 二、今後の課題

以上のことを踏まえて課題を提起すると、第一に、一九六九年の同和对策事業特別措置法制定以来二一年間事業法のみで実施してきたことの反省に立ち、実態的差別と心理的差別の両側面にわたって抜本的に解決するための法Ⅱ部

落解放基本法を制定するために、総務庁地対室が積極的に努力することである。しかし、国会における海部総理の答弁に見られるように、「地対財特法」後は「一般対策へ移行」という線が総務庁内部に根強く存在していることを厳しく受け止める必要がある。

第二に、再開された「地対協」において、「同対審」答申の精神に立ち返り、部落差別の現実を直視し、国際的な人権保障の今日的水準を踏まえて、部落差別を抜本的に解決するための方向を打ち出すことである。

第三に、一九八五年に戦後初めて全国を対象にした（但し、東京、東北、北海道、沖縄を除いている）部落問題に関する意識調査が実施されたが、少なくとも五年おきに定期的に調査が行われ、啓発効果が測定される必要がある。部落実態調査でも同様であるが、政府は一貫して調査には消極的であり、事業実施に必要な科学性と計画性に欠けてきた。意識調査も含めて今日の部落差別の実態把握を迫る必要がある。

第四に、全国の地方自治体において実施されている啓発事業と予算の把握である。部落問題解決に対する国の責任性が一番曖昧にされてきたのは啓発活動である。今日、地方自治体の同和对策事業をみてもハードからソフトへと重点が移行し、とりわけ啓発活動の比重は高まってきてい

る。しかし、それに対応する国の施策は決定的に立ち遅れており、総務庁地対室の「啓発推進指針」に典型的に見られるようにむしろ反動的な役割さえしている。「全同対」などが中心となり、全国の地方自治体の啓発予算を把握し、それに対する助成措置を求める強力な闘いを展開する必要がある。

第五に、同和对策事業の未実施地域の問題と合わせて、啓発事業未実施地域が存在しているという問題である。被差別部落が存在しているか否かに関わらず、差別意識が普遍的に存在していることは、企業が全国的規模で実施している社員意識調査の結果を見ても明らかである。東北、北海道、沖縄を含む全国において徹底した啓発活動が実施される必要がある。

## ――労働省――

### 一、一九九一年度予算分析

労働省予算は対前年度比四・八%増であるが総額一二億三、〇〇〇万円であり、全「同和」関係予算一、五五九億四、〇〇〇万円に占める割合は、わずか一%にも満たない。全「同和」予算の非物的事業に占める割合だけをみてもわずか四%である。予算ののびは非物的事業の対前年度比の比率二・二%と比較すると二倍強であるにしても、あまりにも、労働省予算は低すぎるのが問題である。

労働省予算の事業項目はわずか四項目である。予算の一〇億強が職業講習費、訓練受講資金、訓練受講支度金に充てられている。安定就労のための手段としての技能修得の予算ではあるが、個人給付的事業の色彩がつよく、訓練受講支度金などは、一件あたり二二、〇〇〇円を二〇年間で返済するという貸付制である。二億円が雇用主の指導啓発のための予算であるが、額そのものが少なすぎる。全国で四八〇弱の職業安定所単位にすれば五〇万円にも満たない。労働省は少ない予算の中で、効果を上げるためにいる

いる工夫をしているようであるが、この額でどんな企業啓発ができるというのだろうか。

### 二、今後の課題

労働省が一九八九年度に把握している就職関係の差別事件等の数は八一二件であり、内容はあいかわらず、採用面接時の質問違反が多い。最近特に、多くなっているのが、企業トップ層の差別発言である。職場内での悪質な差別発言によって部落出身者が退職におい込まれるというケースや、採用選考で身元調査をしたにもかかわらず、追及されなくても居直っている企業など、企業指導の遅れがいろいろある。労働省はわれわれのたびかさなる交渉によってようやく、本格的に就職差別の実態把握をはじめた。各職業安定所単位では、求職者アンケートを実施して、公正な採用選考をうけたかどうか調査をはじめている。また学卒の採用選考時における企業の違反実態の把握については取り組みがなかったが、今回はじめて採用試験をうけた者に対して受験報告書をとって差別選考がなかったかどうか、調査しようとしている。問題は、文部省との協議の中で毎年五〇万人にもなる学卒者のすべてを把握するにはどうするか、実施段階での方法に検討が必要なことである。

就職関係の差別撤廃や、企業啓発の充実のために、企業内同和問題研修推進員の活動が重要であるが、予算の中には何もないのである。また、同和問題研修推進員の設置基準についても、労働省は、一〇〇人以上の従業員をかかえる企業に設置をすすめており、九八%を達成しているが、いくつかの府県では設置基準の従業員数を更にひき下げている。この点でも労働省の対策は出遅れている。

もっとも大きな課題である部落の不安定就労の実態の解消についても、労働省は「就職差別や不安定就労の実態が依然として存在しており、対策についてはなお時間がかかる。今後どのような形になるかは『地対協』で論議されるが、労働省としては何らかの形で対策が必要と考えている」という姿勢はくずしていないが、抜本的な対策は考えられていない。一九八七年に、制定された「地域雇用開発等促進法」は、企業誘地や第三セクターの設立などによって部落の不安定就労の解消のために、活用が期待された。しかし、部落にとっては利用しにくい制度であり、近年の好景気によって指定される地域が減少するなど多数の部落が雇用の場の確保に苦勞しておりとのこされている。部落の就労対策に重要な役割を果たしてきた失対制度も一九九〇年度の失対制度調査研究会報告において「地域改善対策対象地域などにおける就労の実情にも配慮が必要であ

る」としながらも、今後五年間を「暫定的実施」の最後の期間としてその後は、失対事業を終息させるべきとしている。現状の労働省予算は、雇用にかかわる差別撤廃や不安定就労の解消のためにはあまりにもさびしい内容である。

今後の方向としてはまず企業への指導啓発の強化をもとめることである。労働省は少ない予算の中でいろいろ工夫をしているようであるが、将来を見こした、長期的な展望に立った企業への指導啓発のための指針もなく、企業啓発のねらい、手法など場当りの感は否定できない。やはり、企業指導啓発の基本的な方針、計画を明らかにする必要がある。ついた予算をどう消化するのではなく、計画の上に立ってどう予算をつけていくのが重要である。また、企業内同和問題研修推進員についても、設置はしたものの企業内での実質的な活動は何もないのが現状である。各府県の職安単位や市町村単位で組織にまとめるなどして、推進員の活動交流を促進したり、企業内での同和問題のとり組みをすすめることである。

労働基準法及び職安法では、採用後に雇用主による労働条件の差別待遇や職業紹介における差別を禁じてはいるが、採用時における差別や、雇用の全段階にかかわる差別については何もふれてはいない。悪質な就職差別の規制や差別をうけた者に対する救済についても何もないのである。

る。労働行政による企業指導は現状では限界であり、企業の雇用にかかわる差別は野放しである。雇用・職業における差別を禁止したILO一一一号条約の批准が必要である。

不安定就労の実態の改善のためには、就職の機会均等という考えを更にすすめて、雇用促進を民間企業へすすめる方策が必要である。いくつかの府県では民間企業の安定的な職場への雇用を促進するために、第三セクターによる組織や、労働行政と一体となった総合的な相談体制をつくるなどして、試行錯誤をしながら努力をつづけている。労働省では、企業の啓発や公正な採用選考をすすめることに雇用の重点を置いて、一定の成果もあげているが、府県レベルでは、企業への啓発と同時に雇用の促進にふみ込んでいく。労働省はこれらの取り組みの教訓を生かして、地域実情に応じた雇用促進策を確立すべきである。労働省も一九八七年に各都道府県知事あてに出した、一八八号通達によって具体策は示していないが、民間企業への部落出身者の優先的雇用をすすめるように指示している。同じ通達のなかでは、「一般対策の中で実施されている雇用施策について、同和関係住民の就業実態や就職活動の状況等を配慮して、必要かつ適切な措置を講じていくとともに、雇用の安定のための対策は総合的対策としての視野からの取り組みを高めて、関連諸施策の総合的な推進に努める必要がある。

る」とも述べている。

われわれとしては今なお、厳しい就職、職業における差別の撤廃を求めて、企業啓発の強化と、就職差別の規制、雇用促進策の充実強化を追及していく必要がある。

## — 厚生省 —

### 一、一九九一年度予算分析

九一年度の厚生省同和对策予算は前年度に比べ二〇億円が増額されて三六九億円となった。伸び率では三・八％の増額である。

隣保館建設費や環境改善などの物的事業費は一億円増額の三一六億円となり、隣保館運営費などの非物的事業予算は三億円増の五三億円となった。「地対財特法の期限内に残事業の完了をめざした予算」と厚生省が説明しているように残事業消化予算である。

厚生省のいう残事業は八六年一月に厚生省が行った残事業調査時点でカウントされた一、四三二億円であり、それ以後の事業追加や未指定地の問題はいっさい考慮にいれられていない。一月三十一日の厚生省交渉でもその点が厳しく追求されたが、浅野生活課長は「未指定地区の存在は意識しているが、現時点では政府が認知をした指定地区の残事業に全力をあげたい。未指定地区への対応は別の問題として考えるべきで、どういう手法でやるのか、特別立法で

やっていくかどうかは別の政治判断である」という姿勢にとどまった。また、「残事業が終了したとしても差別は残ると思う」との答弁に見られるように、残事業処理法としての「地対財特法」の限界がいみじくも明らかになった。

## 二、今後の課題

被差別部落の生活実態を見ると、生活保護や健康問題、老人問題、障害者問題など、依然として厳しい実態が残っており、「同対審」答申のいう「差別と貧困が固く結びついた同和問題としての社会福祉」の課題が残っている。こうした諸課題に対応する第一線機関として隣保館は重要な役割を果たしてきたが、これまでの設置数は一、〇〇〇館あまり（九一年度末までに一、〇七四館になる予定）にすぎず、相当数の未設置地区が残されていると考えられる。また、隣保館運営費補助は徐々に改善されてきているものの九一年度予算でも一館あたり五七〇万六千円（大型館は九一五万円、補助率二分の一）にすぎないため、十分な職員配置もされていない。今後、地区の生活改善や地区内外の啓発活動など、隣保館の果たす役割は大きく、大幅な運営費補助の増額がはかられる必要がある。

生活相談員は他省の相談員・指導員と同様に「段階的削

減」対象にされてきたが、隣保館を設置できない小規模点在部落における隣保館活動を補完する重要な施策であること、これに代わる類似制度が一般対策にないこと等の理由から、制度の存続と現有人員の確保を強く要求していく必要がある。

これまで老人福祉や障害者福祉をはじめとした同和地区における保健・福祉対策の確立を強く要求してきたが、厚生省は「一般対策予算の重点配分に対応する」という姿勢にすぎず、その具体方策もまったく示されていない。「一般対策予算の重点配分」は厚生省の逃げであると同時に、早急に解決しなければならぬ福祉の課題が山積していることを厚生省自身が認めざるをえないことを示している。

「同対審」答申は「一般的な社会福祉との関連のもとに同和問題としての社会福祉を積極的に推進すること」の必要性を強調しているが、その意味は同和対策事業としての福祉対策の確立と、一般対策としての福祉を同和地区の生活実態に対応しうるものに拡充していくことの二つの方向を示している。つまり、「一般対策予算の重点配分」が実効をあげるには一般対策の制度的な改革が伴わなければならない。

昨年スタートした「高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略」は一〇年後の老人福祉の整備目標を厚生省としてはじめて

## 建設省

### 一、一九九一年度予算分析

① 一九九〇年度予算と比べ約二億円増（対前年度比一〇三・〇％）の増額となっている。しかし、「地対財特法」最終年度予算としては来年度に向けて不十分であり、また、全国で約一、〇〇〇にもおよぶ事業未実施地域は含まれておらず、省としての基本姿勢に大きな問題がある。

② 予算が増額している要因は、「地対財特法」最終年度をむかえ、市町村も法期限内に事業完遂をめざし、強く予算増額をもとめていることがあげられる。しかし、約三％の増額で、市町村の全ての事業が完遂されるとは考えられない。

③ 公営住宅建設事業の一般対策移行にともなって経過措置として、約三〇億円を上げているが、特に都市部では、今後この事業が推進されねばならない。各都府県連での影響や実害について把握し、その改善にとりくまねばならない。

具体数値で示した画期的な計画である。一九九〇年度末までにホームヘルパー一〇万人、デイ・サービス一万人、ショートステイ五万床、中学校区に換算してホームヘルパー一〇人、デイ・サービス一カ所、ショートステイ五床を実現するという計画だが、これを九三年度までに市町村ごとに「高齢者保健福祉推進計画」としてまとめることになっている。厚生省としては今年度中に市町村計画づくりのためのガイドラインとマニュアルを示すことになっているが、部落問題を正しく位置づけた地区への対応が可能な市町村計画に仕上げて行くよう強く要求していく必要がある。

④ 既設公営住宅建設事業については増額（約一五億円対前年度約五億五千万円増）ではあるが、都市部落を中心とした深刻な狭小・老朽住宅等の実態をふまえた予算にあっておらず、鉄筋スラムにならないための抜本的な施策が急務である。

⑤ 都市局関係（下水道・公園・街路）道路局関係事業についても、完遂するための抜本的な予算にはなっていない。

## 二、今後の課題

課題としては、①「残事業」、②事業未実施地域の問題の二点があげられる。

残事業については、各都府県及び市町村段階での残事業調査等が行われ、具体的な数字として事業量が把握されつつある。「地対財特法」期限内にそれらの事業が完遂されることは考えられず、ひき続き事業実施のための法的根拠が必要なのは明らかである。

また、事業未実施地域の問題では、全く手つかずの地域が約一、〇〇〇カ所存在している。これらの地域において環境改善事業を行うことは、「地対財特法」では未実施地域を排除しているため、事業の実施ができず、新たな法的

措置がなされない限り根本的解決にはならない。

環境改善事業が取り組まれている地域でも今後とも解決すべき課題が山積されている。まず、初期の同和对策事業によって建設された住宅などは、現在の最低居住水準未満の住宅が多く存在し、これらの二戸一改善等の住戸改善が積極的に取り組まなくてはならない。更に、住戸改善にとどまらず、現実的に有効な予算措置として、公営住宅の建てかえ等にも積極的に取り組まれる必要がある。

また、高齢者向け、「障害」者向け住宅は根本的に不足しており、それらの住宅の建設も早急に取り組まれる必要がある。

下水道事業では、環境改善事業がかなり進んだとされる地域においても下水道が完備されていない地域が多く存在している。また、道路などの事業においても困難な部分が遅れていく側面があり、抜本的解決に向けての予算とはなっていない。

## 通商産業省

### 一、一九九一年度予算分析

①一九九一年度の「地域改善対策」にかかわる通産省予算は、総額で一〇二億四、一二二万円であり、九〇年度予算（一〇二億六、九九七万二、〇〇〇円）と比較して〇・三兆の減額となっている。

一九九一年度は現行「地対財特法」の最終年度である。加えて、現行法が「最終の特別法」であるとするならば、今回の予算内容が、部落問題の解決にむけた省の姿勢を問うものであるともいえる。通産省以外の関係省庁の予算は、駆込み的であるにせよすべて増額していることをみても、通産省の予算が、差別事件の現実や差別実態を踏まえた問題解決へ抜本的方策を検討した結果であるとはいえない。

②今回の予算が減額となった原因は、地域改善対策指導事業費が九億六、七二七万九、〇〇〇円と前年度予算と比べて四・一兆減額されたためである。これは、一九八六年の「地対協意見具申」に示された、人的事業の一般対策へ

の移行の方向による同和担当経営指導員の削減（八割）によるものである。

また、今年度においては「地対財特法」の最終年度であることから、年度末までに残りの同和担当経営指導員（二五六人）、補助員（四六六人）及び記帳指導員（七六八人）の全員が一般移行されることが決定している。

「同和」地区専任の経営指導員制度は、中小零細企業近代化のための柱となるものである。通産省では「同対審」答申が出された翌年の一九六六年から実施してきており、部落企業の実態の改善に一度度の成果をあげてきたといえる。

一般対策への移行後の方針については省は、「影響のないよう大蔵省・総務庁と折衝する」としているが、受け皿のない県もあり、加えて経済環境がめまぐるしく変化するなかで、依然として対応力の脆弱な部落の企業への経営指導がますます重要となってきたのが実態である。今後の位置付けも含めた積極的な省の対応が必要となっている。

③地域改善対策高度化事業費については九〇億円で前年同額となっている。しかし、近年においてはその事業実施額が予算の二割にも満たず、都府県からの計画もほとんど上がっていないという実状と、ピーク時の一九八二年度以来予算減らしの材料となってその三分の一にまで削減されてきた経過をふまえれば、この予算が現行「法」の最終年



度に配慮したものであることは明らかである。

また、国際環境の変化など、企業経営の十分なビジョンの確立が困難な状況のなかで、地域改善対策高度化事業については、現行制度が小零細企業にとっては使いにくいものとなっているため、リース制度の新設や企業者の負担の軽減など、実態に即した制度の見直しを求めてきたが、それらについては要求すらされておらず、従来通りの内容にとどまっている。

④ 今回の予算の中では地域改善対策事業費だけが二億七、四〇四万一、〇〇〇円で対前年度比五・〇％の増額となっているが、これは巡回相談事業の対象地区数が一八四地区から二一〇地区に、後継者育成研修の対象地区数が三地区から六地区にそれぞれ拡大されたことと、展示会開催費のうちのPR事業が拡充されていることによるものであり、概算要求通りとなっている。

しかし、企業の経営改善を図るための人材育成施策の目玉として打ち出された後継者育成研修事業は前年度に予算化されたばかりであり、ソフト施策の充実が叫ばれるなかで今後その成果の積み上げを図るべきものであるにもかかわらず、地区数、予算規模ともにわずかであり、制度内容においても部落の企業者の実態に合うよう、今後の位置付けも含めた積極的な対応を求めていく必要がある。

## 二、通産省の事業経緯

① 一九六五年八月一日の「同和対策審議会答申」は、「同和」地区の産業、職業状態について「まさに、我が国産業経済の二重構造の最底辺を形成している」と述べ、今後の基本方針として、

- (1) 社会開発と経済開発を並行的に行い、地区を近代的に整備する
- (2) 地区内の停滞的過剰人口を近代産業部門に就労せしめる
- (3) 地区の経済開発は特別の配慮をもって行い、実態を把握して特別の助成等により育成すべきである等の諸点を掲げた。

とりわけ、中小零細企業対策の具体策として、

- (1) 事業協同組合等の組織化、企業の合理化、労働条件の近代化等を促進する
  - (2) 協同組合に対する設備近代化資金貸付制度を活用し、近代化、生産性向上を図る
  - (3) 各種制度により「部落」中小零細企業の技術革新を促進する
- と提言したのである。

これを受けて、一九六六年度から発足したのが「同和」地区専任の経営指導員制度（現在の地域改善対策指導事業）であった。

その後、一九六九年に決定された「同和対策長期計画」において「同和」地区中小企業対策の方針を

- (1) 中小零細企業近代化のための経営指導等の充実
- (2) 設備近代化、協業化等の推進

と定め、同年に施行された「同和」対策事業特別措置法及び同施行令を裏付けとして順次施策を追加した。現在の通産省事業の大きな枠組みができたのは一九七五年である。

② 現在でも予算の大部分を占めている地域改善対策高度化事業は、一九六九年の「同和対策長期計画」において地区内中小企業者の協同組合化、協業化が重要な課題として取り上げられたのを受けて一九七二年よりスタートしたものである。これによって見かけ上の通産省予算は大きく膨れ上がるものとなった。

しかし、そもそも高度化事業は、高度成長期における大企業の側からの下請け企業の近代化要求として出されたものであり、大量の需要、販路を不可欠の前提とするもので、十分な販路ももたえず、経営基盤の脆弱な地区企業者にとってはおかえりなしに生産コストを上昇させることにもなるなど、初めから困難をかかえていたものといえる。そのた

め、高度化事業に失敗して倒産・廃業する協業化工場、企業も数多く生み出すという問題が生じた。

③ 海外調査、見本収集、商品開発、市場開拓、産業事情調査などの経営指導員以外のソフト対策事業が整備されたのは一九七二年～七五年にかけてであり、これらについては事業規模が小さいことから整理統合して事業効果をあげようということ、一九八二年の「地対法」制定時に需要開拓事業として一本化されることになった。

これはちょうど同和対策予算に対する縮小攻撃が強まると同時に、ソフト施策の重要性が認識されはじめた時期にあたっている。

通産省施策においても、高度化事業や融資対策といったハード施策中心の事業形態を環境の変化に対応しうる企業を育成するための販路開拓や技術力・情報力の向上、人材の育成へ移行させる政策転換の出発点となったが、対症療法をでないものであり、経営・技術の改善、下請零細企業や生業的企業層の実態の改善にはほとんど結び付かなかった。

一方では一九八三年度以降、通産省予算の総額は年々大幅に削減され、今日ではその三六・三％にまで落ち込むこととなった。

④ 一九八三年度には通産省で唯一の啓発事業といえる産



業振興懇談会事業が設置されている。

これは、一九八一年にジエトロの機関誌やオーストリアの新聞紙上で相次いで起こった差別事件をきっかけにできなかったものであるが、部落産業及び部落産業製品にかかわる啓発という意味では非常に不十分なものとなっている。

### 三、今後の課題

①通産省はこれまで「通産省施策は単年度予算であり、加えて経済や景気の変動に大きく左右されるため、長期ビジョンの策定は難しい」としてきた。

しかし、部落の産業・企業が国の経済の発展から取り残されてきたのは、環境変化に対応するための資本や技術・情報・人材といった経営基盤が脆弱であったことと同時に、そういった環境変化への対応を将来展望をもった政策として確立するための取り組みが十分になされてこなかったことによる。

例えば、皮革産業は、一方ではファッション産業あるいはその素材産業として重要な位置を占めるようになっていく。今日、経営者や職人の高齢化、後継者・若年労働力の不足という問題が深刻化しているが、これは皮革産業をファッション産業として位置付け、育成してこなかったこと

によるところが大きい。

後継者・若年労働力を確保するためには、企業収益の低さ、低賃金、長時間労働の解消などの産業基盤の強化を図るとともに、皮革産業に対する差別と偏見の解消、ファッション産業としてのイメージアップが必要となっている。

その意味では啓発の強化はもちろんのこと、業種別対策の推進も含めた、将来展望をもった政策を確立することが必要である。

②産業構造の変化、自由化、高度技術化、情報化といわれるように経済環境が大きく変化してきている。

また、一九八五年度に総務庁が実施した「地域啓発等実態把握調査」および中小企業庁が独自に実施した「補足調査」の結果をみても、部落の産業・企業には、いまだに、零細企業が多い、後継者がいない、廃業したいとするものが多い、などといった厳しい実態がある、ということとは通産省も認めているところである。

また、通産省施策のなかでもとりわけ後継者育成研修をはじめとする研修事業や産業振興懇談会事業などのソフト面での対策は、今後ますます重要となってくる。

未解決の課題、今後さらに強化すべき課題のあるもとで、法の打ち切り、一般対策への移行で問題の解決が可能なかどうか、厳しく追求していく必要がある。